

丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務
受託候補者選定公募型プロポーザル 実施要領

丹波篠山市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度、以下「第9期計画」という。）を策定します。

本業務では、国や県の動向、基礎調査の結果等により丹波篠山市の高齢者の状況等を的確に把握し、丹波篠山市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性を分析するとともに、第9期計画に盛り込むべき施策内容やサービス見込み量の検討を進めるべく、委託事業者の募集を行います。

1 業務の概要

(1) 業務名

丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別紙1「丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 提案上限額

3,586,000円（消費税込み）

この金額は、契約額の上限を示すもので、この金額で契約締結をすることを約束するものではない

2 参加資格要件

- (1) 丹波篠山市財務規則（平成11年40号）第72条の2に規定する入札参加者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しないものであること。
- (3) プロポーザル参加申込みから契約締結日までの期間において、丹波篠山市入札参加者指名停止基準（平成14年訓令第13号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (6) 過去に地方自治体において、介護保険・高齢者福祉に関する計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な管理体制が確立されていること。

と。

- (8) 丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号）第6条に規定する措置の対象に該当していないこと。

3 スケジュール

| 実施内容 | 実施期間又は期限 |
|---------------------|------------------|
| 実施要領の公開 | 令和5年4月3日（月） |
| 質問書提出期限 | 令和5年4月10日（月） 正午 |
| 質問に対する回答HP掲載 | 令和5年4月12日（水） 17時 |
| 参加表明書提出期限 | 令和5年4月18日（火） 正午 |
| 参加資格審査結果の通知期限 | 令和5年4月19日（水） 17時 |
| 企画提案書等提出期限 | 令和5年4月24日（月） 17時 |
| プレゼンテーション・ヒアリング案内送付 | 令和5年4月25日（火） |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 令和5年4月28日（金） |
| 選定結果通知・公表 | 令和5年5月9日（火） |
| 契約締結 | 令和5年5月15日（月） 予定 |

4 実施要領の公開

令和5年4月3日（月）に丹波篠山市ホームページに実施要領等を公開する。

5 質疑・回答

実地要領等の内容に対する質問及び回答は、以下のとおり実施するものとし、これにより本実施要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 質問期限

令和5年4月10日（月） 正午

(2) 提出方法

「質問書（様式8）」により、事務局（長寿福祉課介護保険係）へ電子メールで提出。
なお、質問書提出後には必ず電話により質問書の到達を確認すること。

①メールアドレス：chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp

②メール件名：「プロポーザルに関する質問（会社名）」

(3) 回答方法

令和5年4月12日（水）17時までに「質問回答書（様式9）」を丹波篠山市ホームページに掲載

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については回答しない。

6 参加表明・資格審査

(1) 提出書類

参加希望者は、「丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務受託候補者選定公募型プロポーザル参加表明書（様式1）」に必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次の通り提出すること。

①提出書類

- 会社概要書（様式2）
- 業務実績調書（様式3）
- 会社概要（パンフレットなど任意）
- 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。）

②提出部数：1部

③提出期限：令和5年4月18日（火）正午 必着

④提出先：丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課介護保険係

⑤提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。）

※提出期限において書類に不備がある場合、到着していない場合は受け付けない。

(2) 資格審査

長寿福祉課は、受け付けた参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかを審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式10）」又は「参加資格審査結果通知書（様式11）」により、令和5年4月19日（水）17時までに全ての参加表明者に電子メールにより通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明をした者が参加を辞退する場合には、「参加辞退届（様式5）」に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに長寿福祉課に提出するものとする。

7 企画提案

「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式10）」を受けた者（以下、「提案者」という。）は、次により関係書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

①提出書類

- 企画提案書等提出届（様式6）
- 見積書（様式7）及び見積内訳書（任意様式）
- 企画提案書（任意様式）

②提出部数：企画提案書のみ7部、その他は1部

③提出期限：令和5年4月24日（月）17時 必着

④提出先：丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課介護保険係

⑤提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。）

※提出期限において書類に不備がある場合、到着していない場合は受け付けない。

(2) 企画提案書作成要領

別紙2「丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

8 プレゼンテーション

(1) 日程及び実施場所（予定）

①日程：令和5年4月28日（金） 午前

②場所：丹波篠山市役所 第2庁舎 1階 2-101会議室

(2) 出席者

出席者は3名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。また、出席者は必ずマスクを着用し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

(3) 内容等

①時間配分は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング約10分間とする。

②プレゼンテーションの順番は、原則としてプロポーザル参加表明書の受付順に行う。

③プレゼンテーションでは企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明をすること。

④プロジェクター及びスクリーンを使用できることとする。プロジェクター及びスクリーンは長寿福祉課が準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。ただし、長寿福祉課職員は例外とする。

⑥長寿福祉課はプレゼンテーション及びヒアリングの内容について録画又は録音することができるものとする。

(4) その他

プレゼンテーションの詳細は、令和5年4月25日（火）中に「プレゼンテーション参加要請書（様式12）」により電子メールで通知する。

9 審査

(1) 選定基準

参加表明書等、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、プロポーザル審査委員会において、別紙3「丹波篠山市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務に係る契約候補者選定基準」に沿って総合的な評価を行う。

(2) 契約候補者等の決定方法

①提案者が1者の場合

ア 審査委員会において、提案者に対し、審査要領に基づき企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 要件を満たさない場合においては、契約候補者なしとする。

②提案者が複数の場合

ア 審査委員会において、提案者に対し、審査要領に基づき企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 審査委員会の審査に基づき、契約候補者及び次点者を決定する。

ウ 要件を満たさない場合においては、契約候補者なしとする。

1 0 審査結果の通知

審査結果は、「プロポーザル審査結果通知書（様式13）」により令和5年5月9日（火）までに全ての提案者に通知する。

1 1 契約締結に向けての協議

(1) 特記仕様書の確定について

長寿福祉課は、契約締結に向けて契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した「見積書及び見積内訳書」の金額を超えないこととする。

1 2 その他

(1) 書類の持参等の窓口対応は、特に記載がない限り、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く9時から17時（12時から13時までを除く。）とする。

(2) 参加希望者が本業務を営業所等に委任する場合は、「会社概要書（様式2）」を除き、次のとおり読み替えるものとする。

○商号又は名称→受任する支店・営業所等の名称

○代表者職氏名→受任する支店・営業所等の代表者職氏名

○所在地→受任する支店・営業所等の所在地

○電話番号→受任する支店・営業所等の電話番号

(3) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出書類の提出期限を過ぎた場合

②募集要領に定める事項に違反した場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④審査の公平性を害する行為があった場合

⑤見積書の見積金額が前記「提案上限額」を超えている場合

(4) 企画提案に要する費用は全て参加者の負担とする。

- (5) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (6) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めない。
- (7) 提出された書類は、返却しない。なお、丹波篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (8) 選定事業者が契約までに前記「参加資格要件」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約締結を行わない。
- (9) この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする

1 3 問い合わせ先

丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課介護保険係

所在地 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

電 話 079-552-6928（直通）

メール chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp